

柏市雨水流出抑制技術基準の改正について

～雨水流出抑制容量の算定方法と流出抑制方法の変更等～

平成26年7月施行の水循環基本法を受けて、本市における浸水被害の軽減及び地下水の涵養や保全を目的として、平成30年12月1日、都市計画法第29条に該当する開発行為における雨水流出抑制に関して記載した「柏市雨水流出抑制技術基準」が改正されます。なお、**施行は平成31年3月1日**となります。移行期間として、平成31年2月28日までに計画協議願いを提出されたものは、旧基準の適用（新基準と併用は不可）もできます。計画をする際は、雨水排水対策室にて十分確認して下さい。

1. 雨水流出抑制容量の算定方法が変わります

(旧) 専用住宅 0.6ha 以上及び
専用住宅以外

(旧) 専用住宅 0.6ha 未満

対象区域面積	流出抑制基準値
0.05ha 以上 0.1ha 未満	$250 \times A \text{ m}^3$
0.1 ha 以上 0.5ha 未満	$500 \times A \text{ m}^3$
0.5 ha 以上 1.0ha 未満	$1,300 \times A \times A \text{ m}^3$
1.0 ha 以上	$1,300 \times A \text{ m}^3$

区域設定 / 区画面積	165m ² 未満	165m ² 以上
通常区域・緩和区域	5.0m ³ 以上	7.0m ³ 以上
浸水区域	7.0m ³ 以上	9.5m ³ 以上



(新) 専用住宅及び専用住宅以外（用途面積を問わず全て下記の表となります）

対象区域面積※ ¹	流出抑制基準値※ ²
0.05ha 以上 0.5ha 未満	$500 \times A \text{ m}^3$
0.5 ha 以上 1.0ha 未満	$1,300 \times A \times A \text{ m}^3$
1.0 ha 以上	$1,300 \times A \text{ m}^3$

※1 対象区域面積とは **開発区域全面積**（ヘクタール換算）をいいます。

※2 **流出抑制強化区域**（旧基準では、浸水区域）で対象区域面積が1ヘクタール未満の場合は、上記で算出した基準値に1.5（補正值）を乗じます。ただし、 $1,300 \times A$ で算出した数値を超える場合は、 $1,300 \times A$ とすることができます。なお、緩和区域は廃止となります。

2. 調整池設置の面積要件が変わります

(旧)

用途	対象区域面積	流出抑制方法	管理
専用住宅	0.6ha未満	各区画に浸透槽設置	事業者
	0.6ha以上	専用調整池（調整池に流入できない区画については、本市と協議して浸透槽又は調整槽を区画内に設置）	本市 ()内は 事業者
専用住宅 以外	0.6ha未満	浸透施設又は調整池	事業者
	0.6ha以上	調整池（調整池に取込めない区域については、本市と協議して浸透施設を設置）	事業者



(新)

用途	対象区域面積	流出抑制方法	管理
専用住宅	<u>1.0ha</u> 未満 ^{*1}	各区画に浸透槽又は調整槽設置	事業者
	<u>1.0ha</u> 以上	<u>専用調整池</u> ^{*2} （調整池に流入できない区画は、本市と協議して浸透槽又は調整槽を区画内に設置）	本市 ()内は 事業者
専用住宅 以外	<u>1.0ha</u> 未満 ^{*1}	調整池又は浸透槽あるいは浸透施設設置（本市と協議の上、併用も可とする）	事業者
	<u>1.0ha</u> 以上	<u>調整池</u> （調整池に取込めない区域は、本市と協議して浸透槽あるいは浸透施設を設置）	事業者

※1 流出抑制強化区域内や周辺で浸水履歴がある場合は、本市と協議の結果、1.0ha未満であっても、専用調整池や調整池の設置となる場合もあります。

※2 調整池は、堀り込み式調整池を基本とするが、本市他部署による上部利用の協議が整った場合は、地下式調整池も可とします。

この他の改正点に関しましては、「柏市雨水流出抑制技術基準」をご確認下さい。柏市ホームページより、ダウンロードできます。